

広島市告示 512号

令和5年12月27日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、令和5年11月17日付けで届出された次の大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により、その概要を公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ファミリータウン広電楽々園
- (2) 所在地 広島市佐伯区楽々園四丁目444番1ほか

2 提出された意見の概要

別紙のとおり

3 提出された意見書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市佐伯区海老園二丁目5番28号
広島市佐伯区役所市民部区政調整課

4 提出された意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

令和5年12月27日から令和6年1月27日まで。ただし、広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

意 見 書

| | |
|---------------------------|--|
| 提出者の住所 | (縦覧に付されて、差し支えなければ町名までお書きください) 広島市佐伯区楽々園五丁目 |
| 提出者の氏名(団体の場合は団体名及び代表者名) | (縦覧に付されて、差し支えなければお書きください) |
| 大規模小売店舗の名称 | ファミリータウン広電楽々園 |
| 大規模小売店舗の所在地 | 広島市佐伯区楽々園四丁目444番1ほか |
| 意見の対象となる生活環境保持のために配慮すべき事項 | 交通関係 |
| 意見の内容 | <p>市道佐伯4区吉見穴の口線（歩道）の拡幅整備の必要性について</p> <p>市道佐伯4区吉見穴の口線（以下「当該道路」という。）は、都市計画決定された施工済みの道路である。</p> <p>当該道路は、ファミリータウン楽々園（以下、ヤマダ電機も含め「店舗」という。）への出入口T字路の東側に右折専用レーンが設けられたこともあり、T字路東西に位置する歩道について幅員が狭くまた電柱が建てられていることから離合が困難な状況となっている。</p> <p>この状況は、特に当該道路北側の歩道について顕著である。</p> <p>現在、当該道路の北側歩道を利用する自転車や歩行者は、もみじ銀行のところから店舗駐車場エリアに進入し、通行している者が多く見受けられる。</p> <p>一つには、ショートカットをする意味もあると思うが、当該道路北側の歩道が狭く、対向者（歩行者、自転車、手押し車利用者等）がおられた場合、離合が困難であることも理由の一つであることは否めない。</p> <p>については、道路としての拡幅整備は困難とは思うが、「公開空地」的な観点から、事業者様（地権者様）のご理解とご協力を得て、店舗用地の一部を活用させていただき、現歩道と一体化して整備することにより、歩行者が安心、安全に通行することができるよう改善することを行政及び事業者様の両者においてご検討いただきたい。</p> <p>この機会を逃すと、当該道路（歩道）の状況は、この先ずっと同じ状況が続き、課題を後世に残すこととなる。</p> |